

Title	英国都市起源考
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.7 (1925. 7) ,p.976(32)- 1005(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19250701-0032
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250701-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國都市起源考

野村兼太郎

都市の起源を明確に定むることは恐らく經濟史上最も困難なる研究の一つであらう。殊に複雑極りなき社會の發達の一方面として見る時、都市の起源を單純に一二の原因に歸著せしむることの不可能なるは極めて明かである。然し抽象的に考へて都市の種類をその發達した原因と云ふ方面から、大體三つに分かつことが出來よう。第一は政治的或ひは軍事的原因とも云ふべく、その領土の所有者の邸宅城塞等を中心として發達したるもの、第二は經濟的原因とも云ふべく、商業交通に便利なる地點に發達した所謂商業都市がこれである。最後のものは寺院僧院等を中心として發達して來た宗教的起因を有するものである。勿論これ等の原因が相互に作用して都市を形成する場合が多く、領主がその城廓を作るに始

めから交通便宜なる地點を選んだことは後に述ぶるが如くである。その外又 Stubbs も述べてるやうに單純なる村落が自然に發達して來て農業的色彩の強い都市を形成するに至つた場合もなくはない。(Stubbs, Constitutional History of England, Vol. I, p. 100)

こゝで論述せんと欲する英國の諸都市も亦これ等の諸原因が互に相作用して居ることは明かであるが、歴史は更に他の種々なる事情に依つて一層甚だしく複雑である。その國独自の氣候風土、その人種特異の性質習慣はそれぞれ違つた制度組織を生ずる。吾人は多くの點に於いて英國の都市と大陸諸國の都市との間に類似するところを發見する。然し英國には英國獨特の特徴を有して居る。例へば英國の都市の自由權が大陸諸國のものに比較して、甚だしく不完全なる如きはその一である。これを直ちにアングロ・サクソン人種の都市嫌惡村落愛好の性質に歸することの妥當であるか如何かは疑問であるが、確に英國都市の一の特徴となすことを得るは明かであると思ふ。これと同様にその起源に關しても英國はそれ自體の發達の經路を有する。

英國の都市の起源を論ずるに當つて、常に吾人の逢着する議論は羅馬起源論と“borough”の意義に關する研究とである。更に後者の語源研究より生ずる種々なる起源論等は常に幾多の論争を惹起せしめて居る。これ等の種々なる議論を検討することに依つて、英國に於ける都市の起源を出来る限り明白ならしめようと思ふのが本稿の目的である。先づ所謂羅馬起源論に就いて述べようと思ふ。

二

英國史を繙く者は何人も知る如く、紀元前五四年 Caesar の英國侵入後英國は間もなく羅馬の旗下に屬し、紀元四一〇年全然その羈絆を脱するまで多くの點に於いてその影響を受けて居たこと、想像されて居る。然し次いで Saxons, Jutes, Angles 等の所謂 Teuton 民族の侵入するところとなり、羅馬の事業は殆ど破壊されてしまつたのである。恐らく羅馬の建設した諸都市も此の破壊の魔手を逃れることは出来なかつたらうと考へられる。然るにこゝに此の兩者、即ち中世英國都市と羅馬時代の都市との間に一條の連絡ありと推定する學者がある。即ち H. C. Coote (A neglected fact in English History, 1864; The Romans of Britain, 1878) 及び Th. Wright (The

Celt, the Roman and the Saxon, illustrated by ancient remains, 1885) 等である。

前述の如く Teuton の侵入に依つて羅馬の遺跡は殆ど大部分は破壊されたのであるが、然しなほ多少は残存したのもあつた。羅馬時代に作成された都市の城壁が獨逸民族の襲撃防禦に使用され、更に相次いで起つた争鬭に使用するために修繕維持され、遂によく後代までも残るに至つた如きはその一である。少くとも Anglo-Saxon 時代の burhs (都市) は羅馬の城壁都市の遺跡であつたと考へられて居る。即ち Winchester, Lincoln, Canterbury. 等がそれである。Gaul 地方に於いては大部分の羅馬時代の都市が破壊されたが、その幾分かは残存した。そして都市の記録等は盡くこれを失つてしまつたが、残存せる人々は最も安全な場所、食料品の貯藏場等に相寄つて Castrum (城塞) を設け再び生活を繼續したのであつた。このことは恐らく英國に於いても同様であつたらうと推斷されるのである。その外に London の如きは羅馬侵入以前からすでに存在して居たものらしい。即ち Tacitus の Annales に現れたのが恐らくその最初の記録であらう。(Book XIV, c. 33.) 而して次第に商業の中心となり繁榮を來たしたらしく、羅馬時代には相當の都市になつ

て居たようである。然し大都市と稱すべき程のものは此の時代には未だ一つもなかつた。即ち今日知られて居る *municipium* は *Verulamium* (今の *St. Alban*) と他に四つの *Coloniae* 即ち *Colchester*, *Lincoln*, *Gloucester*, 及び *York* が知られて居る。その他にも名前だけ知れて居る小都會は約三十程算へることが出来る。即ち *Winchester*, *Canterbury*, *Rochester*, *Dorchester*, *Exeter*, *Leicester* 等であつた。然しこれ等の都市の組織制度に關して吾人は何等知るところない。又何等の記録も残つて居ない。従つて羅馬との關係は僅かに特殊の制度例へば「城壁外の埋葬」(*extra-mural burial*) の如きものから推測するに止まる。故に吾人は英國に於ける都市制度は羅馬時代より繼續して殘存したものであると斷定することは出来ないのである。却つてこれ等の羅馬起源論が何等確乎たる證據の上に立脚せるものにはあらざることを知るのみである。(Ch. Petit-Dutailis, *Studies and Notes supplementary to Stubbs' Constitutional History*, vol. I pp. 72-4)

然し吾人は全然羅馬の影響なしと斷言することは出来ないと思ふ。假令それが極めて特殊の習慣であるとは云へなほこれを傳へたと云ふ事實が存する限り、羅馬時代に於ける都市生活の訓練が後の所謂英國都市の樹立に預つて多少の力があつたことを否定することは出来まい。云ふまでもなくそれは實際に於いては極めて微力であり、*Teuton* の影響に比較しては殆ど問題にならない程のものであつたらうと思はれる。従つて羅馬起源論はこゝでは殆ど問題でない。

三

英國都市の起源を論ずるに當つて *Borough* の意義を調ぶることは、明かに *Petit-Dutailis* の云ふ如く多くの混亂を招來する恐れがある。このことは中世都市を研究する上に於いてこそ有意義であるが、その起源を論ずるには寧ろ不必要であるかも知れない。(Petit-Dutailis, *op. cit.* Vol. I, p. 71) 然もなほこゝに論せんと欲する所以は、これに依つて都市そのもの、本質を明瞭にし、更にそれから生ずる種々なる議論を批判することに依つて漸次都市そのもの、起源に及ぼさんと欲するからである。その混亂を來たすと云ふ所以は *borough* と云ふ言葉がその綴方の多種多様な如く餘りに多義多様加ふるに頗る曖昧なるが故である。例へば *Maitland* が云ふ如くある *vills* は *vills* 以上に大きい。これ等を名づけて *borough* (*Burgh*)

る云ふ。ある boroughs は boroughs 以上に大きい。これ等を名づけて cities (civitates) と云ふ。(Pollock and Maitland, History of English Law, Vol. I. p. 634.) かくの如きは極めて漠然たるものであつて、何等の概念をも吾人に與へ得ない。然も氏自身も述べてるように、後二者の區別は法律上何等の意義をも有して居ないのである。

吾人はそれ等多くの意義の中その重要なものを大別すれば大體六通りに分かつことが出来よう。即ち第一の意義は城廓、要塞、衛城等を云ひさらに引いては城壁を圍らした都會をも意味する。これよりして都市の軍事的意義を主張し得、又更にその起源論に於いて所謂衛戍説 (the garrison theory) を裏書きするものとなる。第二に法廷を意味する。これは又都市住民の特権と相應するが如く考へられる。殊に hundred の都市との關係を考察せしめ、都市の起源を hundred より法廷の分離に歸せしめんとする Mary Bateson の所説を想起せしむるものである。第三の意義は特殊の都市組織を有する都會、即ち單なる市場都市 (Market town) とこれを區別し一の社團と見做すものである。Maitland 等の法人説 (the corporation theory) の由來するところである。第四は村落よりも大なる住居地域を意味する。最初に述べ

た都市が村落より自然に發達して來たものであると云ふ議論に相應するものである。次に第五に擧ぐべきものは王の特許狀 (Charter) を與へられた都會と云ふ意味である。所謂元首が都市 (borough) を創成すると云はるゝ所以である。而して Brady が都市の特権は王の恩恵に依つて存するものであるとする極端なる議論の源となるのである。最後に議會に代表者を送る都會と云ふ意味を有する。従つてこれより borough の觀念を定めんとする所謂議會説の生ずるに至る。

以上述べた意味以外にも borough と云ふ言葉が使用されるゝことがあるが、こゝに特に關係あるものとしては上述の六つの意味でほとゞ盡きて居ると思ふ。以下それ等の意味よりしてそれぞれに推論するゝ種々なる起源論に就いて一々考察しようと思ふ。

四

中世紀に及んで都市は種々なる特権を有するようになった。所謂自由都市の有する特権と稱せらるゝものゝ中、重なるものは次ぎの諸點である。獨立の裁判權を有すること、即ち都市以外の州や hundred の法廷から分離した別個の法廷を

有すること、——恐らく都市の主要なる特徴であつたらう。fee-ferm rent (firma burgi) 即ち一種の永代小作權、或ひは通過税 (toll) の轉換法廷の手當、その他國王若しくは領主に屬するその他の都市の義務。國內に於ける通過税の免除。市民の都市役人選舉權。ギルド商人。最後に sheriffs 及び王の bailiffs 等が都市内部の組織に干與することを許さなかつた。これ等以外にも都市に依つて多少違つた特權を有して居たが、大體上述の諸點がその重要なるものである。(C. Gross, The Guild Merchant, p. 6.) これ等の特權を有する都會が中世紀にあつては burgus とか borough と呼ばれ、vile や township から區別されたのであつた。即ち都市の特許狀の始めには “Quod sit liber burgus” と云ふ一句が挿入されて居る。然しかゝる特權を有するものがすべて borough と呼ばれて居た譯ではない。屢々これ等の特權、例へば firma burgi の如きが單なる村落に附與されて居た事實を見るのである。(C. Gross, *ibid.*) 唯それ等は寧ろ例外に屬するものであつて、大體に於いて都市のみがこれ等の特權を有するのであつた。殊に國王が特許狀を與へることに依つて borough ならしむるものとし、これを borough とその他の市場都市、村落等から區別する標準と

した。従つて吾人は屢々 Edward 四世が十四の borough を創設したと云ふやうな記事に逢着するのである。(Hallam, Constitutional History, III, 38)

この特許狀を以つて都市團體の外的標準となさんとする説は次ぎに述べる議會に代表者を出だすことを以つてその區別の規準とするものと同様甚だ不満足なものであるが、その點に就いては後段に譲つて、こゝには Toulmin Smith が「社團の起源」“Origin of Corporation.” と題する小篇で述べて居るところを紹介するに止めよう。

團體に關する特許狀は社團を創設 (create) するものでもなく、又することも出来ない。特許狀は常にその前提として ‘Communitas’ の存在に依存して居たし、又現に依存して居る。且つ ‘Communitas’ がこれを受納することを必要とする。此の點に於いて都市團體改正條令 (The Corporation Reform Act) は何等の影響もなかつた。このことはこの條令の下に發布された Manchester の特許狀がよい證據である。故に特許狀は團體を創るものではない。單なる記録に過ぎない。時にこれ等はそ

の都市の稱號の形式、役人等を定めるかも知れない。然しその都市の本來存在し

てゐた特徴、その責任或ひは受容し同意する本質的部分に對しては少しも觸るゝところないのである (Toulmin Smith, English Gilds, p. xxii)

五

紀元十四世紀及び十五世紀に於いて borough は議會に代表者を送る都會であつたことは明かである。紀元一二九七年 Edward 一世第二十六年に市民に依つて選出されたる、二名の市民が各都市から送らるべしと云ふ令狀に依つて、始めて市民 (burghesses) の名を議會に發見する。然しこの市民と呼ぶる者も他の法律法令その他の文書より推測する時は本來の都市々民でなくして、地方住民が宣誓その他の方法で選ばれたものゝやうである。一步この點を譲つても議會説を採る時は少くとも一二九七年以前には borough は存在しないことになる。(Merewether and Stephens, History of the Borough, pp. xxiii-xxiv.) 又上述の點から見ても初期に議會へ代表者を出した當時にあつては、恐らく州の Sheriff が勝手に選出したのではあるまいかと想像される。而して borough と云ふ名稱も後に述ぶるが如く、如斯く新しいものではない。議會存在以前に於いて、又特許狀賦與の以前に於いて borough が

他の諸團體と區別さるべき何ものかとなければならない。かくして容易に考へ得る點は都市の著しい特權である裁判司法の權限である。

通常都市が法廷を有する特權の許可は特に特許狀を必要としなかつた。何故ならば法廷はすでに古代の borough moot (都市々民集會、後述) 又はマナアの法廷中に存在して居たからである。(Pollock and Maitland, op. cit. vol. I, p. 643) の點に於いて他の種々なる特權に比して比較的古いものであることは明かである。然し Mary Bateson の述ぶるところに依れば都市の法廷が本來に於いて townships であつたかも知れず、又地主管内のマナアの法廷より派出したものであつたかも知れないがそれは問題としないのである。唯法律的見地から見ると全然特別の組織であつて、州及び hundred の法廷とは別個のもので、形式的に全く相離れて設置されたものであつた。而してこの borough 云ふ言葉が一定の法的概念と一致するに至るのである (Mary Bateson, Mediaeval England, pp. 124-5)

Norman Conquest の以前少くとも一世紀半位の時代にあつて borough は通常の tun (都會) や vill とは違つたものとして知られて居た。典型的の borough は (1) burh と (2)

Port と (3) 州の moot-stow であつた。第一のものは要塞又は避難の場所であつて、その周圍の城壁は州人民の負擔するところであつた。第二は市場を有する場所であつて、取引賣買が役人監視の下に行はれたのである。以上兩方面に關しては後に再び論じなければならぬと思ふからこゝには省略する。こゝで特に述べんと欲するのは第三の點である。都市はその始め州の集會場であり、恐らくその州の中心の都會であつたらう。而して hundred 以外に立ち、hundred の法廷と同格のそれ自身の法廷 burh-moot 或ひは port-moot を有して居た。(Pollock and Maitland, op. cit. pp. 636-7) 斯の如くして發達して來た都市の特權である法廷はその權限が必ずしも完全ではない。例へば sac and soc (特別の訴訟權との關係の如きはその一である。加ふるに上述の如く borough と呼ばれたるもの必ずしも法廷に基礎づけられたものゝみではない。少くとも吾人が論せんと欲する時代に於いては法廷に依る區分法は未だ十分であるを云ふことは出來ない。

六

「都市團體は自治的 (corporate) である。村落團體は然らず。これは實際で重要な區別である。十五世紀に於いてそれは極めて明瞭になる。これを説明し得る考へ方が流行して居たのである。Digest (羅馬法典) の中に吾人を考へさせる文句があつた。特に universitas に歸すべき債務と singulari に歸すべき債務とを嚴重に區別して居る文章がそれであつた。法典學者 (Canonist) は一の學說を作成した。自治團體 (the body corporate) は『擬制人』 'fictitious person' であり、王權のある、行爲に對してはその人格を有する。一二四三年に法皇 Innocent 四世となつたかの Sinibald Fieschi が universitas は persona ficta であるを主張した第一の者であつたと云ふことである。學說はこゝに實を結んだ。自治團體は王の特許狀から生ずるものでなければならぬ。都市に與へられた特許狀には決定的に創造的言語を使用されて居る。王は何ものかを作る。實際に名實共に (in re, facto et nomine) 王は自治的政治團體を形成樹立する。通常一四三九年 Henry 六世に依つて HUI に與へられた特許狀が都市自治體を決定的ならしめた最初のものであると思はれて居る。然し誠に Gross 博士の云ふが如く法律家達は一學說を適用し法式を擴めて居た。

「さて牛津の僧正 (Stubbs) が英國古代都市は Henry 四世の治世以前に組織された

と述べて居るが、それは眞實であつたと思ふ。法律家もこれを認めて居る。彼等は自治體の特質を『法規に依つて』獲得することが出來、又多くの大都會の場合ではして居たのであるが、又古い都會では創成的形式を含む新しい特許狀を急いで求めることをしなかつた。一六〇五年に牛津劍橋は各々數ヶ月相前後してこれを獲得した。……

「古い都市の自治體的性質は製造されたものではなくして生じたものであり、又 Hull の特許狀より明かに古いものであると認められよう。」(Maitland, Township and Borough, pp. 18-20)

特許狀に基くことなす説を退ける點に於いて Maitland は吾人と同一の立場にあるものである。然し氏は更に Borough の概念中最も必要なる要素は都市の自治體的性質即ち法人組織であるとして居る。此の説は吾人の最も容易に受入れ易い説である。然しこの概念は法的概念であり、歴史はこれに至る道程を作つた筈である。若し實際の資料に就いて考へるならば、少くとも Richard 一世 (1189-1199) の時代には都市自治體と云ふが如きものはなかつたと考へられる。従つて法規の權

利等が市民の特權として與へられたと云ふやうなことは勿論ない。唯自由な住民が一定の義務例へば scot and lot を拂ひ、法廷に登記すると云ふやうなことをなせば、それが所謂 burghesses であつたのであらう。(Merewether and Stephens, op. cit. p. xxii) 元來都會と云ふ言葉に適用した意味で英國に於いて Corporation と云ふ字を使用するが、その始めは古い 'Frithborh'、或ひは 'Peace-pledge' に於いてある。その大意は communitas のすべての住民が個人同士互に束縛され、又他のすべてに對し、更に又その全體が國家に對して義務を負ひ社會の秩序を維持せんとするのである。所謂 frank-pledge (共同責任) の觀念は今日まで殘存して居る 'Frithborh' の一つの遺物であり、hundred や教區に對する義務の責任は他の實際上に於ける遺物である。各人はある一定の年齢に到達すれば 'Frithborh' に登録する義務があり、又 Communitas の集會に出席しなければならなかつた。(Toulmin Smith, op. cit. p. xxii) 若し corporation の意義を斯く次第に廣義に解釋し、後世の法律的概念を離れて社會的概念として取扱ふならば、時間の點は問題にならない。然しそれでは都市の字義の内容となるものであつて、吾人の求めんとする史的方面には何等の貢獻する

ところもない。吾人は如何にして斯の如き特權を有する自治團體が發生して來たか、その道程を知らんと欲する者である。これ等の點に就いて上述の諸説は盡く吾人に不満の感を與へるものゝみである。

七

すでに前述したやうに吾人は羅馬時代の英國に於ける都市に關しては殆ど知るところもない。然し羅馬人も *Boroughs* を有して居たに相違ないが、唯名稱のみを傳へて、その實際上の組織構造は羅馬時代のものとアングロサクソン時代のものとの間には何等相通するところもなかつたらしい。*Borough* の名稱が斯の如く古い語源を有して居るのであるが、今こゝにかの Brady がその著 *An Historical Treatise of Cities* の劈頭で述べて居るところを紹介しよう。

Issac Causabon がその Strabo の評釋に於いて、希臘語の *ἄγορα* は羅句語の *burgus* に同じく、後者は前者から出たものであり、従つて塔、城或ひは市 (*city*) を意味すると云つて居る。そして *Thracians* を *Macedonians* は *ἄγορα* (*burgos*) の代りに *ἄγορα* (*burgos*) と發音した由を附記して居る。

Cluverius がその著 *Germania Antiqua* に於いて Causabon には反對に純粹の獨乙語 *Burg* であること主張し、多くの家の集合した場所で *Vicus*、又は *Street* 或ひは互に密接した家の列 (*Rows*) と稱せらるゝものを意味する。……さらに城壁に圍まれて居ない家の集團を *Burg* と呼んだ。即ち大都會であつて、城壁に圍まれたやうな小さいものではなかつたのである。

Du Fresno はその語彙集で Cluverius に同意して、羅句語、佛蘭西語、獨乙語では始めはすべて多くの家の集團を *Burg* と呼んで居たが、それから次第に大都會がその名稱を探り、而して後になつて外敵を防禦し町の安全を計るために塔や城を建築するやうになつた。而してこれも亦 *Burg* と呼ばれたのであつた。獨乙の都市の語尾に *Burg* とあるはその所以である。故に希臘の起源と云ふよりも寧ろ獨乙語であらう。(Brady, *ibid.*, p. 1-2)

この語源に對する考察を読む時に、Cunningham が「都會とは事實に於いて人口稠密なる村落に同じい」と述べ、その人口の多くは農業に依つて生活して居たと告げて居ることを想起するだらう。(W. Cunningham, *Growth of English Industry and Commerce*.)

Vol. I. p. 92) さらに人口の稠密になるにつれ、又他方經濟的原因即ち市場となるに及んで吾人が後に於いて見るが如き特權を有する特殊の自治團體が生じて來たのではあるまいか。余は今直ちにこの經濟的方面を論ずる前に、少しく E. Lipson が示す英國都市の發達の素因に就いて論述したいと思ふ。而して後軍事的要素を考察し果して軍事的要素のみにて都市は發達して來たるものか如何か。それ等の都市が何等經濟上重要な地點を占むるの必要はなかつたか如何か。又これ等兩者の關係如何。これ等に就いて考察すれば都市そのもの、起源發達も自ら明白になること、考へる。

八

Lipson は英國に於ける都市發達の種類を大體三つに分けて説明して居る。

即ち第一に屬するものは羅馬時代にすでに都會の存在せる遺跡に、その殘存せる城壁等を利用して發達したものである。例へば Colchester の如きはその一である。同市は本來に於いて羅馬時代に建設された初期の都會であるが、その城壁は大部分が羅馬時代の石造建築の遺物である。かく羅馬時代の都市の遺跡が幾分なりとも存在する理由は第一に羅馬人が建設した所謂羅馬の道路が存在し、交通の唯一の機關となつたためである。第二に基督教宣教師の功も没すべからざるものがある。初期の僧正が古い都會に住居したため、その土地が復興したのもあつた。更に吾人が以前に述べた防禦のために古羅馬の建造物を利用した所謂軍事的理由もその一に算ふることが出来るだらう。

第二に全然これ等の羅馬やブリトンと關係なく發達した都市の一團がある。それ等は純然たる英國人の都市であつて、大體その位置の自然的便益から發達したものである。初期に於いては河川が最も重要な役目を演じて居た。牛津はその名の示す如く、牛飼が容易に且安全に流を横切り得たところに生じたのであつた。劔橋は二つの道路が流に相會し、土地の高さがために川の通航を支配し得たのであつた。その外この種の例は甚だ澤山あるが、Gloucester, Worcester の如き Severn 河の流域にあつて漁業の中心から自然と發達して來た。斯の如き例は實に枚舉に遑がない。

Lipson が第三の種類として擧げて居るものは教會及び城廓に基くものであつ

て、人民がそれ等の保護を仰ぐために集まつて来て、終にこゝに都市の發生を見るに至つたものである。Durham は監督派の教會の所在地であつた。又 Domesday Book の中にも Abingdon では「教會の門前に十人の商人が住んで居た旨を記して居る。又他方城廓を中心として發達したのも少くない。例へば Mortain 伯の Berkhamstead は五十二人の市民を有せるが如きである。(Domesday Book) 然しこれ等の原因が相互相互作用したことは論ずるまでもない。例へば劔橋は單に交通便宜の地にあつたのみならず、羅馬時代にも都市として存在して居たと思はれて居る。(Lipson, The Economic History of England, pp. 166-169) なほ一々個々の都市に就いて觀察する時は、さらに複雑なる構成原因の存在することを發見する。然しいまこゝに Lipson の提示する種々なる英國都市の發達原因を見るも、その根柢を見做すべきは商業的要因であると思考する。交通の要路に當るものは論ずるまでもない。假令羅馬時代の遺跡が存在するとしても、その地が多くの場合交通の要點、商取引の中心たるを必要とした。漁業の中心地、人口稠密なる農業地もそれだけに止まる範圍に於いては漁村農村たるに過ぎない。それが日常必要品の需要を生み、生

産物の販賣がその地で行はるゝに及んで始めて都市の性質を生じて來たのである。勿論初期に於いては Cunningham の云ふ如く、その人口の大部分が農民であつたかも知れない。これ等の點に就いては教會を他の宗教團體を中心とするものに就いても同様に云ふことが出来る。上に述べた Lipson が Domesday Book から引用した例に依つても這般の消息を覗ふことが出来るだらう。その外にも Domesday Book 中にいくらかも發見することが出来る。而してこれ等の商人の主要なるものが丁抹人及び北方人であつたからして、英國都市がこれ等の影響を受くるところ甚だ多い。これも亦逆に都市の商業的性質を證據立てるものとなるが、こゝには省略して述べない。他の機會にこれを讓る。(Cunningham, op. cit. vol. I. p. 93. Lipson, op. cit. pp. 171 ff.)

唯こゝに英國都市起源を論ずるに當つて如何しても論及しなければならぬのは衛戍説 (the garrison theory) である。即ち他方から云へば都市の軍事的要素に就いてある。以下これに就いて少しく述べよう。

九

Garrison theory は Maitland の主張するところであり、さらにこれを組織だてたのは Ballard である。これ等兩學者の所説を略述すれば次ぎの如くである。

この説の依つて基くところは都市の特徴がその都市内の所有權の異質にありなす點にある。例へば例を牛津にさる。「國王が多くの家を牛津に所有して居る外に、Canterbury の Archbishop が七軒、Winchester の Bishop は九軒、Bayeux の Bishop は十八軒、Lincoln の Bishop が三十軒、Coutances の Bishop が十一軒、Hereford の Bishop が三軒、St. Edmund's の Abbot が一軒、Abingdon の Abbot が十四軒、Eynsham の Abbot が十三軒を所有して居た。さらに俗界の有力者も同様である。即ち Mortain 伯が十軒、Count Hugh が七軒、Eureux 伯が一軒、Oulley の Robert が十一軒、Ivry の Roger が十五軒、Walter Giffard 十七軒、各々所有して居た。然しこゝに長い表を繰返す必要はないだらう。」(Maitland, Domesday Book and Beyond, p. 179) 即ち都市の中には王に屬する家、僧俗兩種のノルマン領主に屬する家が存在して居た。然しこれは Norman Conquest 以後に行はれた革新ではない。Domesday Book 中に征服以前の狀態にして記して居るが、その當時は國王若しくは thegn に屬する家が存在して居た。

(thegn は Baldorman 或ひは eorl よりは下、eorl より上の階級であつて、恰も征服後の baron 又は knight に適應する。) 例へば牛津州の thegn が Wallingford の都市中に家を所有して居た表が存在して居る。さらに又これ等の家のあるものは直接地方の州と關係があつた。即ち吾人は Domesday Book の中にマナーにして都市の家を所有して居た事實を發見することが出来る。例へば Doddington のマナーは Cateburry に五つの家 (haws) を有して居た。さらに征服以前 Edward の時代 (tempore regis Edwardi) は Canterbury にマナー所屬の家が二百五十九軒、地方の領地に屬するものが十三軒を數ふるに至つた。又單に家ばかりではなく市民もマナーに隸屬して居たことがあつた。例へば Dunwich では市民八十名は Ely のマナーに屬して居たし、Leicester では二十四名の市民が Ansty のマナーに屬して居た。斯の如き事實を如何にして説明し得るか。何故に國王や領主やマナーが都市に所屬の家、人民を有して居たのか。

Maitland は牛津に就いて述べて云ふ。牛津は「軍事的中心」たり得たか如何か。數年前此の問題が論争された時 Freeman 氏は「若しも大學がなかつたなら、牛津は全

然存在しなかつたらうと考へて居た無智の人々に就て有名な言葉を述べて居る。彼曰く斯の如き人々は大學が未だ最初の萌芽さへ現はさないすつと以前にすでに軍事的中心で又政治的中心であつた。嚴格な意味で中心であつた。」と告げられたら、嗚かし驚くことであらう。(Freeman, English Towns and Districts, p. 238) 然し此の言葉は頗る重要な意義を有する。

ある都市に就いて云ひ得ることは必ずしも他に適用することは出来ない。それ程も拘らず英國内に於いて一〇八六年に明瞭な法的意味で地方の中心でなく、shiresの中心的都會でもなかつた又はそれまでさうでなかつた boroughs は一つもなかつたやうに思はれる。Cambridge は Cambridgeshire の首府であつた。Oxfordshire, Bedfordshire, Hertfordshire, Staffordshire, Herefordshire 盡く然りである。(Thames 以北の州は殆どすべて州都市の名稱を有して居る)。州は burh (都市) を有す。特に選んで ford (徒渉場) に樹てられた。州と都市とは相關係した。州は都市を維持し、都市は州を防禦した。(Maitland, Township and Borough, pp. 36-7)

英國が丁抹人の侵入を受けて城塞の必要を痛感した頃より、各州がそれぞれ一の城廓を建造したことは軍事上より見てあり得べきことであり、又前に述べたやうに borough と云ふ語義の漸次城壁にて圍まれたる場所を意味するやうになつた點から見ても首肯される。さらに前に述べた都市内に於ける種々なる所有者の存在も明瞭に説明され得る。一度戦争の惹起されるやうな場合には全州を防禦するため、全州の有力者が平常から都市内に守備兵を置きこれに備へて居たこと云ふことは比較的合理的の解釋であること云へよう。従つて國王、領主又はマナー等が都市に家及び人を置いて居たと云ふ事實も明かになる。又他方當時の自由民が所謂 *trinoda necessitas* 即ち橋梁修繕、戦争従事、要塞維持等の義務を有して居たこと云ふ事實は都市が軍事上の中心であつたことを裏書するものであり、間接には又所謂衛戍説を援助するものであること云へよう。これ等の理由からしてこの説が甚だ有力に主張され、又その後多くの反對説も生じ幾多の論争を惹起するに至つたのである。

10

この the garrison theory に對する反對の中その重なるものは次ぎの如くである。

第一にその都市の存在する州以外の他の地方の所有に屬して居る家とその都市に存在して居たことである。然し是等は邊疆の都市であつて、従つてその隣接の州から補助を受けることは少しもこの説を反駁することにならず、却つて寧ろ肯定するものと見られ得る。(Ballard, Domesday Boroughs, pp. 17-18)

然し第二及び第三の反對説は如斯く容易に退けることは出来ない。即ち第二の點は各領主或ひはマナアの所屬家屋又は人民の數がその大きさ又は價値に決して比例して居ないと云ふ事實を如何に説明せんとするか。例へば Danwich に於いて三百十六人の市民の中八十人餘り *tenants* に於ける唯一つのマナアに屬して居た。第三の點はこの説が説明し得るのは極めて一部分に過ぎず、如何にして少數のマナア或ひは領主のみが負擔し、他のマナア領主がその義務を免れて居たのか。これ等の點に就いてこの學説は明瞭を欠く。Mary Bateson はこれ等の事實を全然他の方面から説明しようとして居る。即ち地方のマナアに屬する人民は本來に於いてその都市の住民ではなく、地方民が何等かの利益を獲得するために都市の自由權を購入したものであらうと云ふのである。或ひは都市に自由に出

入し得るためと云ふか、市場に於いて自由に物品の賣買をなし得ると云ふやうな權利を得んがために、その都市の市民となつたのであらうと推測するのである。例へば前に挙げた Danwich に於ける *tenants* のマナア所屬の住民八十餘名の如きはこの説に依つて巧みに説明される。このマナアは *tenants* の寺院に屬するものである。そして Danwich の港でこれ等の寺院で必要とする鯁(*herrings*)を自由に購入せんがためにその市民權を獲得したのである。又マナア或ひは領主等の所屬の家も、ある時はこれ等の人々の一時的住居として宿屋の代りとなり、又ある時はこれ等の購入物品の倉庫として役立つたものとして考察される。(Lipson, op. cit. pp. 169 ff. *Repts. Dutialis*, op. cit. vol. I. pp. 80 ff.) この説は術成説の説明し得ざる點を巧みに解釋して呉れる。唯未だすべてに對してこの説を適用し得ざる欠點があり未だ研究の餘地ありと考へられて居る。この點に就いて完全な解決を興へるには直接 *Domesday Book* 全部に就て一々これを點檢するの必要がある。そは目下の余の力の及ぶところでない。他日機を見て研究して見たいと思ふ。目下のところは以上の議論に基き次ぎのやうな結論に到達するの外はない。即ち都市發達の素因

として一部術成説の眞なることを認められども、その根柢に經濟的要素殊に商業的方面の存することを否定することは出来ない。例へばアングロサクソン法に於いて屢々都市が *port* と呼ばれ、又都市役人が *portgerefa*, *portreeve* 等と呼ばれたこと云ふが如き、前述したやうに *port* は港 (*Hafen*) であり、商業地或ひは市場であるに基く。即ち *Fr. Liebermann* の *Die Gesetze der Angelsachsen* 第二卷 *Wörterbuch* を見れば倫敦の如きを *port* と稱して居る。

以上の論述に於いて吾人は殆どすべての都市發生の要因に商業的色彩を見るのである。英國中世都市の自治性が大陸諸國の都市のそれに及ばざること、種々なる原因が存在するだらうが、英國中世商業の發達が王權その他の權力に依頼することの多かつたことは少くともその一因であつたらう。以上の點より見て近世都市が近世商工業を主としてその發達の要因とする如く、中世都市の發達は中世商業に基くものであると考へる。云ふまでもなく中世商業は近世商業との性質全く相異なり、従つて中世都市もそれに基づく獨特の形式組織を發生せしむるに至つたのである。勿論前述の如く軍事的要素も亦重要なものであつた

であらうが、王や領主がその城廓を樹つるに當つて商業的に便利なる位置を撰び一方市場税その他の財政的利得を獲得し、他方彼等日常生活の便益を計つたらうと考へられる。又かゝる場合に於いては商業自體もその援助保護の下に安全なる發達を遂げ、愈々中世的都市の發達を來たしたものと推測され得る。要するに英國の都市はその名稱の *boroughs* と名付けられたると *cities* と呼ばれたると、將た又 *towns* と稱せられたることを論せず、航行し得る河川の沿岸古羅馬が建設せる道路の附近にその萌芽を發生したものであると云へるだらう。換言すれば商業的に最も便利なる地域を自然的に或ひは意識的に選擇したものと見ることが出来るだらう。

(一九一五年六月十日稿)

訂正 四一頁五行目 *Toulin Smith* が「社團の起源」云々とあるは *Toulin*

Smith の父が生前公刊しなかつた「社團の起源」云々の誤につき

訂正す